

申請期間：7/10(月)～8/9(水)



高松市が中小企業等を全力で応援します

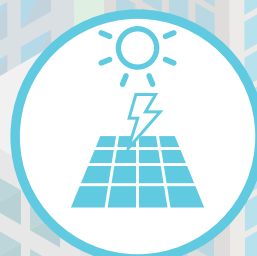
# 省エネ化・コスト削減の 設備導入に

最大

# 800万円 補助



高松市中小企業等  
省エネ化・コスト削減  
機器等導入事業補助金



詳しくは裏面へ >>

エネルギー価格の高騰等を設備投資で乗り越えようとしている事業者の皆様を支援します!

# 高松市中小企業等省エネ化・ コスト削減機器等導入事業補助金

## 補助対象者

高松市内に本社又は主たる事業所(個人の場合にあつては、住所)を有する中小企業者又はその他法人等

## 補助対象事業

省エネ化、再エネ導入、コスト削減又は生産性向上につながる機器等を導入する事業  
※固定費(エネルギー価格の高騰等の影響を受けている光熱水費、人件費等の経費)の削減につながる事が要件です。

## 対象経費

①機械装置費 ②運搬費 ③設備処分費 ④外注費

## 具体例

- ・省エネ、高効率機器の導入(照明のLED化、省エネ空調設備・冷蔵庫等)
- ・自家消費を目的とした再生可能エネルギー発電システム、蓄電池システムの導入
- ・既存設備の効率化、生産能力の向上に資する機械設備、システムの導入 など

## 事業期間

令和5年4月1日(土)～令和5年12月31日(日)

## 補助率

5分の4

## 補助額

20万円～80万円

## 応募について

### 受付期間

令和5年7月10日(月)～令和5年8月9日(水) ※当日消印有効

### 提出書類

下記①～⑩を郵送にて提出(持参不可)

- ①交付申請書(様式第1号)
- ②事業計画書(様式第2号)
- ③誓約書(様式第3号)
- ④補助対象経費の見積書の写し又は当該見積りの額を確認することのできる書類
- ⑤補助対象経費を支払ったことを確認することのできる書類  
(交付決定前に事業着手し、支払いしている経費があるものに限る。)
- ⑥事業計画書に記載された取組内容を補足するための具体的な内容を確認することのできる書類
- ⑦履歴事項全部証明書等(申請者が個人の場合にあつては住民票の写し)(発行後3月以内のものに限る。)
- ⑧税務署の受付印のある直近の確定申告書等の写し等(申請者が個人の場合に限る。)
- ⑨直近1期分の貸借対照表及び損益計算書等(申請者が法人の場合に限る。)
- ⑩高松市の市税に係る滞納無証明書
- ⑪前各号に掲げるもののほか、高松市長が必要と認める書類

### 提出先

〒760-8515 高松市番町二丁目2番2号  
高松市省エネ化・コスト削減機器等導入事業補助金事務局(高松商工会議所)

### 問い合わせ先

コールセンター TEL 087-826-5218 9:00～17:00(土日祝及び12月29日(金)～1月4日(木)を除く)  
[https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/shien\\_josei/syouko\\_syouene.html](https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/shien_josei/syouko_syouene.html)

様式の  
ダウンロード  
はこちら



※同一の事業に対して、高松市又は他の団体から別の補助金等の交付を受けた場合は、補助対象外となります。  
※補助事業の採択に当たり、提出書類によりコスト削減効果、有効性等の審査を実施します。補助対象事業に該当する場合であっても、必ずしも交付対象となるものではありませんので、ご注意ください。